



公 告

この度、宮古島市の区域の一部を受益地域とする真良瀬嶺地区県営土地改良事業（区画整理）の計画を変更するため、宮古島市長と当該土地改良事業の変更計画の概要について協議を行うこととしたので、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定によりこの旨公告し、下記により関係書類を縦覧に供する。

なお、宮古島市長との協議に用いる予定の当該土地改良事業の変更計画の概要について意見のある者は、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定により下記により意見書の提出を願いたい。

令和7年1月22日

沖縄県知事 玉城 康裕



記

- |            |  |
|------------|--|
| 1 縦覧に供する書類 | 真良瀬嶺地区県営土地改良事業変更計画の概要  |
| 2 縦覧に供する期間 | 令和7年1月23日から令和7年2月20日まで   |
| 3 縦覧に供する場所 | 宮古島市役所   |
| 4 意見書の提出方法 | 当該土地改良事業変更計画の概要に対する意見書を作成し、宮古農林水産振興センターにて県知事あて提出する。なお、意見書に記載すべき事項については、別添「意見書様式」のとおりとする。 |
| 5 意見書の提出期間 | 縦覧に供した日から縦覧期間満了の日まで  |